

水質基準(鉛及びその化合物・農薬パラコート)について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(令和6年3月21日付け健生水発0321第4号)により水質基準項目のうち「鉛及びその化合物」の採取方法および、農薬類(水質管理目標設定項目15)パラコートの目標値が下記の通り変更されました。

「鉛及びその化合物」採取方法の変更

「鉛及びその化合物」に係る検査に供する水の採取方法について

【改正前】

水質基準項目のうち「鉛及びその化合物」に係る検査に供する水の採取方法については、毎分約5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量(毎分約5L)で流しながら開栓直後から5Lを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法とすること。

【改正後】

水質基準項目のうち・・・(中略)・・・分取する方法(以下「15分滞留水法」という。)とすること。

ただし、以下の2つの条件を満たす場合は、15分滞留水法を省略しても差し支えない。

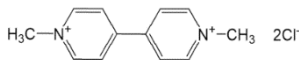
イ 採水地点と同一の浄水場の給水区域において鉛管の残存調査が行われた上で、浄水場出口から採取場所までの流路で鉛管が使用されていないことが明らかであること。

ロ 季節変動も考慮して年4回、当該採取場所において、15分滞留水法で採取した上で水質検査を行い、その結果が、過去3年間において全て不検出であること。

農薬(パラコート)の目標値について

水質管理目標設定項目(農薬類15)パラコート

用途：除草剤



【改正前】

目標値：0.005mg/L

【改正後】

目標値：0.01 mg/L

令和6年4月1日から施行日

